

○社会福祉法人東員町社会福祉協議会会員規程

第1条 定款第18条に規定する会員については、この規程の定めるところによる。

第2条 会員とは社会福祉法人東員町社会福祉協議会の事業に賛助する個人、世帯、法人その他の団体をいう。

第3条 本会の会員は次のとおりとする。

1. 戸別会員（各世帯）
2. 個人会員（各個人）
3. 特別会員（篤志家、公職者、学識経験者及びその他の個人、法人その他の団体）

第4条 本会は会員に対し次の事項を実施するよう努めなければならない。

1. 各年度の予算、決算、事業の報告
2. 会の発刊する機関紙及びパンフレット、チラシなどの配布
3. 会の発刊する社会福祉関係資料及びその他の資料の配布
4. 会の実施する各種調査の結果、報告
5. 会の実施する大会、講習会、研修会などへの参加案内

第5条 会長は、会員の中から理事、評議員を委嘱しなければならない。

第6条 会員の会費額は次の各号のとおりとする。

- | | | |
|---------|---------|--------|
| 1. 戸別会員 | 1世帯当り年額 | 500円 |
| 2. 個人会員 | 1人当り年額 | 500円 |
| 3. 特別会員 | 1口当り年額 | 1,000円 |

第7条 会員はその年度の会費を年度内に納入しなければならない。

附 則

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月26日から施行する。